

## 塚原台地区自治会慶弔細則

### (目的)

第1条 この細則は、塚原台地区自治会員の慶事弔事の取扱いを円滑に実施するために必要な事項を定める。

### (慶事)

第2条 会員の長寿を祝い、敬老の日に、次の各号に掲げる基準で祝い金を贈呈する。なお、年齢は年度末における満年齢とする。

(1) 喜 寿 (77歳)	7,700円
(2) 米 寿 (88歳)	8,800円
(3) 白 寿 (99歳)	10,000円

### (表彰)

第3条 自治会の発展に著しく功績があった者及びこれに準ずる功績があると認められる者を表彰することができる。ただし、表彰は、会員の推薦により、役員会で決定する。

### (弔事)

第4条 会員世帯に弔事が発生した場合、次の各号に掲げる基準で弔慰金を贈呈する。

(1) 世帯主	10,000円
(2) 配偶者	7,000円
(3) 子女及び会員家族	5,000円

### (その他の災害等)

第5条 会員がその他災害等に遭遇した場合の見舞金等については実情に応じ、その都度役員会で決定する。

### (奉仕)

第6条 他界の場合は、所属組長が組員と協議して行う。又必要ある場合は、他組長に応援を依頼する。

### (進呈者等)

第7条 組長は、所属組員に、前2条から前5条に該当する事項が発生した場合は、直ちに会長に報告するものとする。

2. 進呈は、自治会役員により行うものとする。